



宮 崎 県 公 報

令和元年6月13日(木曜日) 第12号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更……………(“) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…(“) 1	
○有害図書類の指定……………(子ども家庭課) 1	
○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………(“) 3	

○都市計画の変更(3件)……………(都市計画課) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(“) 4	
○地図及び簿冊の認証(5件)……………(農村計画課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 5	
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………(“) 6	
○令和元年度家畜商講習会の開催……………(畜産振興課) 6	
病院局公営企業告示	
○指定代理納付者の指定……………6	
○公金の収納の事務の委託について……………6	

告 示

宮崎県告示第69号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
井上 晋太郎 (暮らシャキッ鍼灸整骨院)	都城市上水流町1182番地8	平成31年4月24日
吉田 一成 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	令和元年5月30日
土屋 慶太郎 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	令和元年5月30日

宮崎県告示第70号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所在地
土屋 研太 ひなた整骨院	延岡市新小路1丁目10番地7

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市日の出町1丁目4-4サンルートビル 102B	延岡市新小路1丁目10番地7	令和元年5月1日

宮崎県告示第71号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
高橋 良輔 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	令和元年5月20日

宮崎県告示第72号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類

として次のものを指定した。
令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
1年-1	書籍	恋愛宣言PINKY 6月号 (2019年4月16日発売)	株式会社 秋水社	令和元年5月30日
1年-2	書籍	PetitRose(プチロゼ) vol. 38 (2019年5月7日発売)	株式会社 秋水社	
1年-3	書籍	恋愛白書パステル6月号 (2019年4月24日発行・発売)	宙おぞら出版	
1年-4	書籍	MAGAZINE BE×BOY6月号 (2019年6月7日発行)	株式会社リブレ	
1年-5	書籍	実話ナックルズGOLD vol. 8 (2019年6月20日)	株式会社大洋図書	
1年-6	書籍	実話BUNKAタブー 7月号2019 (2019年7月1日発行)	(株) コアマガジン	
1年-7	書籍	ナックルズ極kiwamiベスト vol. 26 (2019年6月5日)	(株) 大洋図書	
1年-8	書籍	流出映像隠蔽された謎大放出SP平成凶悪事件史 (2019年6月25日発行)	マイウェイ出版株式会社	
1年-9	書籍	芸能スキャンダル禁断報告書 (2019年5月25日)	株式会社ダイアプレス	
1年-10	書籍	特ダネTABOO!20 春の乱痴気下半身★汁たく女陰直撃号 (2019年6月5日発行)	株式会社インテルフィン	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第73号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1355	椎葉 輝基 東臼杵郡椎葉村大字下福良1739番地17	採取	幼苗の育成	椎葉 輝基 東臼杵郡椎葉村大字下福良1739番地17

宮崎県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年6月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字 荒木ケ内1 0506番39地 先から同市同町川内名 同字 10506 番39地先まで	旧	9.0~ 17.3	74.6
				新	12.4~ 53.6	

宮崎県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年6月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市宮長 町68番1地 先から同市 同町68番1 地先まで	旧	9.7～ 14.4	113.5
				新	18.3～ 30.7	113.5

宮崎県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年6月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5172番2 地先から同 市同町5172 番2地先ま で	令和元年6月13日

宮崎県告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県高岡土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画 区域区分の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

宮崎市下北方町花切の一部、宮崎市大字田吉字西田の一部、宮崎市大字恒久字辰喰の一部、宮崎市希望ヶ丘四丁目の一部、宮崎市大字郡司分字倉ヶ迫の一部、宮崎市大字新名爪字鼻切、字前田、字桑田及び字尾廻の各一部、宮崎市大字芳土字札之辻、字祝田、字人ノ前、字岩永迫、字平田及び字釘坪の各一部、宮崎市佐土原町下那珂字仁王作及び字永田の各一部、宮崎市高岡町下倉永字学頭、字祇園及び字木佐の各一部

宮崎県告示第78号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用

する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所、宮崎県日向土木事務所、延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課及び門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

日向市大字日知屋字畑浦の一部及び日向市大字平岩字上舟人の一部

宮崎県告示第79号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部都市政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画臨港地区 細島港臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

日向市大字日知屋字畑浦の一部

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳
東京都杉並区梅里一丁目7番7号

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
平成25年8月29日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成31年3月1日

5 変更する理由

小売業者の名称変更及び代表者変更のため

6 届出年月日

令和元年6月4日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年6月13日から令和元年10月15日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年6月13日から令和元年10月15日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス飯野店
えびの市大字坂元 369

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更、大規模小売店舗を設置する者の住所の変更及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成31年3月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年6月13日から令和元年7月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス飯野店
えびの市大字坂元 369

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成31年3月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年6月13日から令和元年7月16日まで

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

平成26年4月1日から平成30年3月28日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字市木の一部

4 認証年月日

令和元年6月5日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

小林市

2 地籍調査を行った期間

平成27年10月1日から平成30年12月20日

3 地籍調査を行った地域

小林市北西方の一部

4 認証年月日

令和元年6月5日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年5月1日から平成31年2月22日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字富士の一部
- 4 認証年月日
令和元年6月5日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年5月1日から平成31年2月22日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字風田の一部
- 4 認証年月日
令和元年6月5日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年5月1日から平成31年2月22日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字酒谷の一部
- 4 認証年月日
令和元年6月5日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、田野町北地区土地改良区(宮崎市)の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理事	川越栄二	宮崎市田野町乙9689番地
理事	安藤立信	宮崎市田野町乙9684番地
理事	金松文雄	宮崎市田野町乙10582番地15
理事	川添幸治	宮崎市田野町甲1596番地ロ号

監事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地5
監事	末原清利	宮崎市田野町乙8534番地

(任期:令和4年4月8日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理事	川越栄二	宮崎市田野町乙9689番地
理事	川添正行	宮崎市田野町甲2077番地1
理事	金松文雄	宮崎市田野町乙10582番地15
理事	安藤立信	宮崎市田野町乙9684番地
監事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地5
監事	末原清利	宮崎市田野町乙8534番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、田野町八重地区土地改良区(宮崎市)の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	渡部道男	宮崎市田野町乙661番地
理事	國部幸一朗	宮崎市田野町乙955番地1
理事	日高庄三	宮崎市田野町乙1041番地
理事	川越廉透	宮崎市田野町乙678番地
理事	尾頭政孝	宮崎市田野町乙13702番地
監事	蛭原巖	宮崎市田野町乙666番地
監事	國部剛	宮崎市田野町乙1376番地1

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	蛭原巖	宮崎市田野町乙666番地

理事	渡部道男	宮崎市田野町乙 661番地
理事	日高庄三	宮崎市田野町乙1041番地
理事	國部幸一朗	宮崎市田野町乙 955番地 1
理事	尾頭政孝	宮崎市田野町乙 13702番地
監事	川越廉透	宮崎市田野町乙 678番地
監事	國部剛	宮崎市田野町乙1376番地 1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区連合(川南町)の役員に就任について次のとおり届出があった。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高昭彦	川南町大字川南 13680番地 1
理事	河野徹	川南町大字川南8965番地 1

(任期:令和3年3月24日まで)

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、令和元年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の期日及び場所

- (1) 開催月日
令和元年8月21日(水曜日)及び8月22日(木曜日)
- (2) 場所
宮崎県庁附属棟 201号室(宮崎市橋通東2丁目10番1号)
- (3) 時間
受付 午前8時30分から
講習 午前9時から午後5時まで

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙(消印をしていないもの)及び写真(申込前6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)を貼付し、令和元年7月31日までに住所を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課(電話0985(26)7140)、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和元年6月13日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年6月13日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

委託先	委託期間
弁護士法人 一番町総合法律事務所	平成31年4月1日から 令和元年5月31日まで
弁護士法人 館野法律事務所	令和元年6月1日から 令和2年3月31日まで